

三鷹市議会傍聴規則

昭和59年9月1日
議会議長規則第1号

改正 平成4年3月27日（議）規則第2号

改正 平成30年12月5日（議）規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般傍聴席及び特別傍聴席並びに報道関係者席に分ける。

2 特別傍聴席は、議長が特に必要と認める者の傍聴の用に供する。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴章の交付を受けなければならない。ただし、会議を傍聴しようとする者が団体である場合は、代表者又は責任者が、その団体の名称、傍聴する者の人員並びに自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入することにより、当該人員数の傍聴章の交付を受けることができる。

2 傍聴の受付は、原則として開議予定時刻の30分前から行い、先着順により傍聴章を交付する。ただし、傍聴の受付開始時間において、傍聴しようとする者の数が次条に定める定員を超えるときは、抽せんにより傍聴章を交付する。

3 報道関係者で、あらかじめ議長から傍聴章の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 一般傍聴席 54名
- (2) 特別傍聴席 4名
- (3) 報道関係者席 若干名

（傍聴章の返還）

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終わったときは、傍聴章を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、いかなる場合も議場に入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又はマイク、スピーカー、メガホンその他拡声機の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、こう笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン、タブレット端末等の情報通信機器は、電源を切り、又は着信音が鳴らないように設定し、使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録画、中継及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画及び音声等について、撮影、録画、中継及び録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和59年9月1日から施行する。

付 則（平成4年3月27日（議）規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月5日（議）規則第1号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。